

令和2年4月8日

保育認定子どもの保護者様

猪名川町生活部こども課長 平尾 麻子

新型コロナウイルス感染症対策による家庭保育の協力について（通知）

平素は本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、令和2年4月7日付猪こ第221号において、新型コロナウイルス感染症対策による対応について通知をさせていただいたところですが、令和2年4月7日夕刻に国から緊急事態宣言がなされたことに伴い、本日兵庫県から緊急事態措置の実施について連絡がありました。

保育所・認定こども園・留守家庭児童育成室については、感染防止対策を徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請されていますが、利用者には、家庭での対応が可能な場合には、利用の自粛を要請されております。

つきましては、本町におきましても県の自粛要請に合わせ、利用者のみなさまには、可能な限り利用の自粛を要請し、家庭保育のご協力をお願い申し上げます。

なお、仕事をどうしても休むことができない等の理由により、保育の提供が必要な方は、別紙「自粛要請期間における保育の実施届出書」を利用施設にご提出ください。

また、自宅等での保育協力日について把握するため、自粛要請期間終了後に別紙「自宅等での保育協力日届出書」をご提出ください。先にお伝えしておりますとおり、3号認定子ども（0～2歳児）の自宅での保育に協力いただいた期間の保育料につきましては、日割り計算により返金を行うこととします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合もあることを申し添えいたします。その場合については、町ホームページ、各園配信メール、電子母子手帳アプリ母子モ等にて、随時、お知らせをします。

記

1. 自粛要請期間に保育の提供が必要な場合

別紙「自粛要請期間における保育の実施届出書」を園にご提出ください

2. 自粛要請期間に家庭保育にご協力いただいた場合

別紙「自宅等での保育協力日届出書」を自粛要請期間終了後に園にご提出ください

《問い合わせ先》

猪名川町生活部こども課 TEL 072-767-7477